

以下は一般的な水上交通のルールです。

自分の水域の具体的なルールも、必ず確認しておきましょう。

## 1 衝突をさけるための原則

水上交通は一般に「右側通行」です。正面同士で近づく場合は、たがいに右側に避けます。また横切るように近づいて衝突しそうな時は、相手の左舷を見ている船が「避航船（ひこうせん）」として、早めに右に避ける、減速する、または止まらなければなりません。また、相手の右舷をみている「保持船（ほじせん）」は、針路と速度を変えないようにします。ただし、その時々に応じて、合理的な安全行動をとることが最優先です。

## 2 灯火（明かり）

一般の動力船は、最も高いところに白い明かりを、後ろにも白い明かりを、そして右舷に緑、左舷に赤をとめます。ロウイングもこれをこれにならって、まずは艇の前と後ろに、白いライトをつけます。なるべく広くひろがるものにします。

漕艇場などの専用の水域で、赤い点滅するライトを使うこともあります。しかし公共水域では、赤い明かりは、左舷と間違えられるおそれがあるので注意しましょう。

### 3 汽笛

汽笛の意味を知っておきましょう。

短い音 1 回は、「進路を右に変えていますよ」ということです。

短い音 2 回は、「進路を左に変えていますよ」ということです。

短い音 3 回は、「バックしていますよ」ということです。

長い音 1 回、短い音 1 回は、「漁をしていたり、動きが不自由な船ですよ」ということです。

短い音 5 回は、こちらの動きに疑問を感じているという警告です。

長い音 2 回、短い音 1 回は、「右側を追い越すよ」という合図です。

長い音 2 回、短い音 2 回は、「左側を追い越すよ」という合図です。

10 秒以上の長い音は、「危ないよ！」という合図なのですぐに対応しなければなりません。

### 4 航路

水域に「航路」の標示があるとき、意味を正しく知っておきましょう。普通は「そこを通れ」という意味です。しかし動力船だけの航路を意味し、手漕ぎボートは「そこを通るな」という場合もあります。

### 5 港では、競漕艇の立場は弱い

港の法律では、手漕ぎボートは、「雑種船」のうち、「櫓櫂舟（ろかいぶね）」に区分されます。港の中では、他の船舶の進路をじゃましてはいけません。

港では、出ていく船が入ってくる船より優先されます。